

# 社会福祉法人わたり福社会 介護職員初任者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地・研修の名称）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する

本部：社会福祉法人わたり福社会

福島県福島市飯坂町平野字小深田1番地5号

研修の名称：社会福祉法人わたり福社会介護職員初任者研修

（目的）

第2条 研修を通し「生きる意欲を引き出す」介護・福祉・医療を学び、共に支えあって生きる介護職員を養成する。

（事業内容・研修課程・研修形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業を行う。

介護保険法施行令に基づく介護員養成研修介護職員初任者研修課程（通信形式）

（研修場所）

第4条 研修の実施場所は以下の通りとする。

講義及び演習の実施場所

特別養護老人ホームはなしのぶ

福島県福島市平石字堰ノ上3番地

実習の実施場所

実習施設一覧参照

（カリキュラム及び講師等）

第5条 カリキュラムは「研修日程表」、講師は「講師情報」の通りとする。通信における添削指導および面接指導については「添削指導及び面接指導実施要領」を参照のこと。ただし、自然災害の発生等により日程や時間等内容が変更となる場合がある。事業者は、変更が明らかになった時点で速やかに連絡を行う。

（研修期間）

第6条 研修期間は「研修日程表」の通りとする。ただし、講義を欠席し補講が必要な場合、研修開始から8ヶ月以内または年度末のうち早い期日までに修了することとする。

(科目の免除)

第7条 科目の免除は行わない。

(使用テキスト)

第8条 研修に使用するテキストは下記の通りとする。

「介護職員初任者研修課程テキスト」 株式会社日本医療企画

(受講費用・その他の費用)

第9条 研修参加費は下記の通りとする。

受講費用 60,000円

内訳：受講料 50,000円(テキスト代含)、諸経費10,000円(会場使用料、賠償保険加入代)

※途中退講した場合、返金は行なわない。

研修に係る交通費は受講者の負担とする。

演習・実習時に使用する衣類等は、受講者が用意するものとし受講者の負担とする。

(受講資格・募集定員)

第10条 全課程を出席できるやる気のある方。

1研修当たりの募集定員は、24名とする。

(受講者の募集)

第11条 福島県知事から実施の承認を受けずに受講者の募集は行わない。ホームページおよび新聞、情報誌等への掲載、チラシ・ポスターの配布等により募集を行う。

(受講申込手続・本人確認の方法)

第12条 受講を希望するものは、社会福祉法人わたり福祉会の介護関連事業所にて受講申込書を受け取り、必要事項を記入・写真を貼付の上、募集期間内に当該事業所へ本人の持参によって提出しなければならない。その際に次の書類のいずれか1つの提示により本人確認を行う。

- ・運転免許証
- ・健康保険証
- ・住民基本台帳カード
- ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票(発行後6ヶ月以内)
- ・年金手帳
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・国家資格等の免許証または登録証
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保険福祉手帳
- ・その他、県が適当と認めるもの

(出欠・遅刻・早退の取扱い)

第13条 受講者の出欠・遅刻・早退の管理は事務局及び当該研修担当講師が行う。

[出欠等の確認]

第1項 講義(実技演習含む)における出欠確認は、事務局の作成する出席簿を使用し、各講義開始前及び終了時に受講者の人数を確認し、出欠等を記入する。

[欠席者の取扱い]

第2項 理由の如何に関わらず、遅刻・早退した場合は欠席とする。

(2) 病気等の理由により、他受講者へ影響を及ぼす可能性がある場合、事務局は出席停止もしくは退席を指示することがある。

[補講の取扱い]

第3項 第2項(2)及び、やむを得ない事情があり、欠席した場合には当該科目について補講を受けるものとする。第6条に定める期日までに補講を受講することにより、当該科目を修了したものとみなす。

(2) 当該事業者が実施する補講費用は別途徴収する。一講義当たり1,000円

(修了の評価方法)

第14条 別紙「修了の評価方法」の通りとする。

(修了証明書)

第15条 事業者は、第14条に定める修了判定基準を満たす受講者に対して、福島県介護員養成研修事業実施要綱に定める修了証明書及び携帯用修了証明書を発行する。

(解約条件・返金の有無)

第16条 受講者からの解約については、直接の連絡を必須とする。受講補償金支払い後の返金は行わない。

申し込みが10名に満たなかった場合、事業者は解約する場合がある。その場合受講補償金を返金する。

自然災害の発生や感染症等の拡大その他やむを得ない事情により研修の実施または継続が困難と事業者が判断した場合、研修の中止又は延期の措置をとることとする。その場合、新たな日程を設定する、別の研修事業者で実施される講座への振替を行う、受講料の返還を行うなど、受講者の不利益とならないよう最善の措置を講ずる。

(苦情相談窓口・連絡先)

第17条 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

【法人の相談窓口・連絡先】

社会福祉法人わたり福祉会

専務理事：板橋修 TEL024-542-8755

【事業者の相談窓口・連絡先】

社会福祉法人わたり福祉会

総務部：篠谷衛 TEL024-542-8755

(課程編成責任者および問い合わせ窓口)

第18条 本課程の課程編成責任者および問合せ窓口は以下の通りとする。

**【本課程の課程編成責任者】**

社会福祉法人わたり福祉会  
専務理事：板橋修

**【問い合わせ窓口】**

社会福祉法人わたり福祉会  
介護老人保健施設はなひらの内  
介護職員初任者研修担当事務局：篠谷衛、佐藤孝幸

(個人情報管理)

第19条 事業者は、受講者から知りえた個人情報については、適正な管理のもと外部に流出しないよう厳重に管理する。なお研修修了者は、福島県の管理する修了者名簿に記載される。

(退席および退講処分)

第20条 受講者は受講中（演習、実習含む）において、講師および実習指導者、事務局（以下「講師等」という）の指示に従うものとする。公序良俗に反する言動、授業妨害など学習環境に悪影響を及ぼす者が注意に従わない場合には、講師等は当該受講者に対し退席を命じる（欠席扱い）ことができる。その後も改善の見込みがないと判断され修了の見込みもないと認められる者に対しては、事業者は退講処分とすることができる。

事業者は、通学による講義の出席率が全講義時間の80%を下回った時点で退講処分とすることができる。

通信における課題（添削問題）について、提出期限を過ぎても提出せず、再三の指導にもかかわらず提出がされない場合、事業者は勧告の後退講処分とすることができる。

(その他)

第21条 修了証明書再発行について：再発行時には、第11条と同様の方法により本人確認を行う。また、再発行費用として1,000円徴収する。

第22条 本学則にて対応できないときにおいては福島県保健福祉部社会福祉課と協議するものとする。

附則

(施行期日等)

本学則は平成25年4月1日施行とする。

本学則は平成26年4月1日施行とする。

本学則は平成 27 年 4 月 1 日施行とする。  
本学則は平成 28 年 5 月 27 日施行とする。  
本学則は平成 30 年 5 月 7 日施行とする。  
本学則は令和 1 年 5 月 28 日施行とする。  
本学則は令和 2 年 7 月 1 日施行とする。  
本学則は令和 2 年 9 月 17 日施行とする。  
本学則は令和 3 年 7 月 9 日施行とする。  
本学則は令和 4 年 6 月 30 日施行とする。